

第14回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年6月10日(水) 9:30~10:00

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第14回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(新型インフルエンザ等対策本部会議)を開催いたします。

本日の手話通訳者は、障害福祉課 手話通訳者 山上美紀さんと、障害福祉課 主査 長尾和歌子さんです。

はじめに、これまでの対応状況等につきまして、統括調整部長から説明があります。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況の資料を御覧ください。

本日の対策本部の開催趣旨ではありますが、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続及び官民を挙げた経済活動の回復に要する経費について、国の第一次・第二次補正予算に係る国庫補助事業を活用しながら早急に進めていくための予算を取りまとめたところであり、その情報共有を図るものであります。

2番目の発生状況等については、健康福祉部の方から後ほど説明があります。

3番目、県の対応であります。2ページを開いていただきまして、「対策本部各部の対応」とありますが、前回本部会議から追加・変更になったところについてはアンダーラインを引いております。

大きなところでは、6ページ、商工労働部の最後のところではありますが、下から2行目、第1回青森県新型コロナウイルス感染症経済対策会議を6月1日に開催しておりますが、これについては、概要を後ほど商工労働部から説明していただくこととしております。

その他につきましては、後ほど御確認ください。

私の方からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、感染症の状況等につきまして、健康福祉部長をお願いします。

○有賀健康福祉部長

それでは、「健康福祉部」と右肩にある資料を御覧ください。

これまでの状況ですが、6月9日現在で感染者トータル27名、現在入院されてる方はいらっしゃいません。

検査の状況は、こちら、6月9日現在、892件とございますが、こちら1枚おめくりいた

だきまして、別紙のとおり一番下のところに書いておりますが、県で直接実施しているものと、医療機関等が実施しているものというのをトータルで書いているものになります。

今後については、医療機関での保険適用検査分も含めて、このような形で公表することとしております。

相談件数については、別紙のとおりということになります。

続きまして、「青森県新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー派遣」とある資料を御覧ください。

こちら、1枚目の概要の方で御説明させていただきますが、今後、県内の感染まん延を回避しつつ、県対処方針における協力要請の段階的緩和等を踏まえながら、社会経済の活動レベルを引き上げていくうえで、県民の皆様の安全を守って、安心してイベント等に参加していただくために、アドバイザー派遣というものを実施したいと思っております。

概要ですが、こちら一番左に「イベント主催者」とございますが、多数の人が参加するイベントの主催者等の申込みに応じて、医学や疫学の専門的知見を持つアドバイザーを派遣し、感染対策等に関する助言を行うもので、アドバイザーへの謝金及び旅費については、県が負担するというものであります。

今後ですが、6月中旬までにアドバイザー7名を委嘱予定でございまして、庁内及び市町村等には改めてこの制度の利用開始について御案内させていただきますけれども、観光、商工をはじめとした各分野での利用が想定されることから、各部局におかれましても団体等からの相談や申込みの受付等での連携をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

健康福祉部からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、先般開催されました経済対策会議につきまして、商工労働部長お願いいたします。

○相馬商工労働部長

それでは、「青森県新型コロナウイルス感染症経済対策会議について」という表題の資料を御覧いただければと思います。

この会議につきましては、県の対処方針の経済雇用対策の取組への対応の一環としても位置づけておりまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が国内外の各産業分野に拡大する中、どのような対策を講じていくべきかについて、県に対して助言等をいただくために設置したものでございます。

委員構成につきましては、次のページに表を添付させていただいておりますが、学識経験者、産業界、金融機関、市町村を代表する委員により構成されまして、日本銀行青森支店と青森労働局から、オブザーバーとして参加していただいております。

第1回会議の概要でございますが、委員及びオブザーバーの方から、まず、県内経済の現状認識ということで、1つとして、企業の資金繰り判断DIが更に悪化してきており、注意を要するという事。

2つ目として、雇用への影響は5月に入り急激に悪化し、多くの解雇者が発生しているということ。

3つ目として、影響が当初は飲食・ホテル中心であったが、現在は建設業、製造業、卸・小売業など幅広い業種に広がってきているということ。

4つ目として、融資の相談の中では、事業を承継したい、いわゆる「事業承継」についての相談も増えてきている、といった御意見があったところでございます。

また、今後講じるべき支援の方向性については、1つとして、今後も安心して事業を継続していけるという事業者へのメッセージを明確に打ち出すべきということ。

2つ目として、「新しい生活様式」に対応したビジネス転換への支援が必要であるということ。

3つ目として、経済を回す動きを徐々に加速するとともに、消費者のマインドを動かす需要喚起の仕組みを作るべきということ。

4つ目として、町村部においては、経済の起点となる農林水産業にも目を向けることが必要であるということ。

5つ目として、支援メニューの有効活用が図られるような情報提供・相談対応のあり方や、支給の迅速化・手続の簡素化に向けた検討が必要であること、というふうな意見をいただいております。

今後、このいただいた意見も踏まえて取組を検討していきますが、御意見のうち、一部については既にこの6月補正予算の中にも反映させていただいているところでございます。

以上でございます。

○坂本危機管理局次長

続いて、6月補正予算案につきまして、総務部長からお願いいたします。

○鉄永総務部長

それでは、6月補正予算の全体像について、「経費のポイント」という資料で御説明いたします。

まず、総額になりますが、国の第1次、第2次補正を踏まえまして、187億1,420万3千円となっております。

2の「施策の内容」につきましては、まず、感染拡大防止策と医療提供体制の整備につきまして、医療従事者等への慰労金や、介護・障害福祉サービス従事者への慰労金を含みまして145億円余、2の「雇用の維持と事業の継続」として、「新しい生活様式」に対応した事業継続への支援など35億円余、また、3番として「官民を挙げた経済活動の回復」で県産農産品の消費拡大や、航空路線などの経費5億円余を計上したところでございます。

これまでの累計額につきましては、令和2年度で636億円余でございます。

以上です。

○坂本危機管理局次長

補正予算案の主な事業につきまして、各部長から説明いたします。
まず、健康福祉部長お願いいたします。

○有賀健康福祉部長

それでは、「主な事業に係る説明資料」というもので説明いたします。

まず、健康福祉部分は、先に2ページ目、御覧ください。

健康福祉部の方で行うものというのが、一覧としてはこのような形になっております。

特に、本日はこの「地域外来・検査センター」というところで説明したいと思っております。

1ページ戻っていただきまして、この「検査」のところにあります、現在の状況といたしましては、環境保健センター26件、民間検査70件ということがございますけれども、これを強化していくために地域の医師会等に地域外来・検査センター運營業務を委託するというのを考えております。

また、次のページに進んでいきまして、3ページ目を御覧ください。

地域外来・検査センターでの実施の流れについては、この図のとおりとなっております。基本的には今までは一番左にございますように、症状のある方は保健所に設けている帰国者・接触者相談センターを通じて検査を受けるということになっておりましたけれども、この地域外来・検査センターを設けることによって、そこを通さずに各地域、特に医師会に委託した外来センターで検査を実施していただき、それで結果を出すということになります。

もう1枚おめくりいただきまして、設置する地域外来・検査センターの概要となりますけれども、現時点で青森市、八戸市、弘前市、それぞれの医師会に運営を委託して実施することとしております。八戸市の方は既に動いておりますが、青森市、弘前市については、近く動いてくるという予定になっております。

健康福祉部からは以上です。

○坂本危機管理局次長

教育部長お願いいたします。

○和嶋教育部長

「新型コロナウイルス感染症対策のための人的配置の整備」について御説明いたします。
5ページを御覧ください。

左側の「現状と課題」についてですが、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、県内の公立小・中学校で3月2日から断続的に臨時休業を実施したことから、臨時休業の長期化による授業ができなかった未指導分や、児童生徒の学力格差の早期解消が課題となっております。

真ん中の「事業内容」についてですが、国の2次補正予算案の発表を受け、人的配置の整備として、次の3つの事業を実施したいと考えております。

1つ目の「少人数学級編制実施費」についてですが、3密を避けるなど、新型コロナウイ

ルス感染症対策の強化を図るため、「あおもりっ子育みプラン21」の対象となっていない学年において、少人数学級編制を実施できるよう教員を加配するものです。

2つ目の「補習等のための指導員等配置事業」についてですが、学級担任の補助や放課後の補習学習を実施するため、学習指導員を配置するものです。

3つ目の「外部人材活用によるスクール・サポート・スタッフ配置事業」についてですが、子どもの健康観察の取りまとめ作業や、学校の消毒等を行うなど、教員の業務をサポートし、教師が子どもの学びの保障に注力できるよう、スクール・サポート・スタッフを配置するものです。

右側の「事業効果」についてですが、補習等を行うための人的体制を強化し、教師が子どもに向き合える時間を確保することで、児童生徒の「学びの遅れ」の取り戻しや、学力格差を解消し、児童生徒の学びを保障したいと考えております。

なお、実施に要する経費は、総額 2 億 1,903 万円となっております。

以上が、新型コロナウイルス感染症対策のための人的配置の整備についてです。

○坂本危機管理局次長

商工労働部長お願いいたします。

○相馬商工労働部長

それでは、資料の6ページを御覧ください。

「新しい生活様式への転換関連経費」ということですが、これは資料にございますとおり、3つの資料を取りまとめたものでございまして、概要としては、県内中小企業者等を対象に、今後事業継続をするうえで必須となる「新しい生活様式」の実践ですとか、長期にわたる自粛生活による購買意欲の低下・外出への不安等を払拭する取組など、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための取組に対する支援策を実施しまして、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図るための経費ということでございます。

3つの事業の個別の概要につきまして、以下の資料で説明させていただきます。7ページを御覧ください。

7ページが「新しい生活様式対応推進応援金給付事業」ということございまして、感染症の影響により売上げが減少している事業者等に対しまして、「新しい生活様式」に対応しながら、事業活動に取り組むための応援金を支給するということでございます。対象者としては、県内に事業所を有する大企業以外の法人、個人事業主ということで、幅広い業種・業態を想定しております。支給額は一律、1事業者当たり10万円。要件といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上げが20パーセント以上減少した月が存在するということ。また、新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針や業種ごとのガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止対策に取り組んでいること等を要件とすることとしております。次のページを御覧ください。

次のページが「新しい生活様式対応組合等支援事業費補助」ということで、これは、協同組合等が行う取組に対して青森県中小企業団体中央会を通じて補助するというものでござい

まして、例えば、協同組合組織である青森でいうとサンロード青森ですとか、八戸の八食センターのようところが、様々なイベントですとか消費喚起を行うための取組みを支援するというものがございます。次のページを御覧ください。

「新しい生活様式対応ビジネスモデル構築支援事業費補助」ということで、これにつきましては、ビジネスモデルの構築・転換に取り組む個別の中小企業者等を支援するというところでの補助制度でございます。

こうした取組を通じまして、県内中小企業者等への「新しい生活様式」の導入・定着を促進し、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を推し進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○坂本危機管理局次長

企画政策部長お願いいたします。

○橋本企画政策部長

それでは、資料の10ページ「国内航空路線需要回復緊急対策事業」、5,890万6千円の予算規模でございます。

航空路線につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、資料の左側の下の方にありますように、大きく県内の空港については、国内線が減便している状況にございます。現在、5月25日の全都道府県の緊急事態宣言解除以降、段階的に人の移動が少しずつ戻ってきている状況ですが、航空路線というのは交流人口の拡大、観光振興、物流など、地域経済を支える基幹インフラであるということから、感染症の影響を大きく受けた青森空港、三沢空港国内線の航空需要回復と、早期復便に向け、通常取組に加え、緊急的に更なる路線PRや利用促進対策に強力に取り組むため、1つとして航空利用旅行の商品造成促進を図って需要を喚起すること、また、航空会社等と連携しながら路線ごとのPR事業を進めていくといったような事業を進めていくということでございます。

次に、11ページは「国際定期便緊急対策事業」ということで、1億2,067万1千円でございます。国際線につきましても、海外との交流人口の拡大や観光客の誘致、経済活性化に大きな役割を果たしているわけですが、やはり同じように新型コロナウイルス感染症によりまして国際航空路線は全世界で大きく縮小してございます。航空各社につきましても、経営については非常に危機的な状況にあるということから、各航空会社とも今後のコロナウイルス感染症の状況によって路線を再開していくという際にも、当然、再開すべき路線を状況を踏まえて選別していくということになります。そういった、どこを選別していくかといったような様々な競争が地域間で起こっていくであろう中で、青森空港国際線をしっかりと守って、新型コロナウイルス感染症終息後の青森県の経済の力強い回復に向けて、国際線定期便を引き続き青森空港において存続・維持していくために、緊急的な対策として、強力な支援を各航空会社に示し、就航に向けて取り組んでいきたいということでございます。

1つ目は、「国際定期便緊急運航支援事業」ということで、運航に要する経費等について、航空会社に支援を行うものがございます。

2つ目につきましては、運航再開に当たって、利用促進対策等を強力に行っていききたいという内容でございます。

以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明について、何か御発言があれば。

よろしいですね。それでは、本部長から指示事項と県民へのメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まずは指示事項から申し上げます。

先ほど関係部長から報告がございましたとおり、来る6月15日に開会いたします県議会第302回定例会に令和2年度6月補正予算として、187億円余の新型コロナウイルス感染症対策経費を提案いたします。

今回の補正予算は、県民の安全・安心の確保を図るため、引き続き感染拡大防止対策を推進いたしますとともに、雇用の維持や事業の継続を支援する取組のほか、事態が収束に向かっていく段階に応じて社会経済活動を再始動するための取組を行うのに要する経費について、国の第1次・第2次補正予算に係る国庫補助事業を活用しながら所要の予算措置を講ずるものであります。

県議会においては、事業目的、効果等について議員の皆様方や県民の皆様方にしっかりと伝えることを常に意識して、丁寧に説明を尽くし御理解をいただくようお願いいたします。また、今後、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立が図られるよう、日々変化する感染症の動向や、社会経済活動再開の状況をしっかりと見極めながら対応を図っていく必要があります。

特に、地域経済の回復に向けては、常に一歩先の段階を見据えて準備を行っていく必要があります。また、その実効性を高めるためには県庁各部局間はもちろんのこと、市町村や関係団体、民間企業、そして県民お一人、お一人との連携・協力が重要と考えております。

各部におきましては、こうしたことも留意のうえ、効果的な施策の立案に積極的に取り組みますとともに、スピード感を持って実施するよう指示をいたします。

緊急事態宣言解除から2週間が経過いたしました。首都圏等においては感染症患者の発生が続いておりますほか、クラスターの発生も見られるところであります。

引き続き、感染動向に細心の注意を払い、緊張感を持って全庁体制で取り組むよう、よろしくをお願いいたします。

県民の皆様方にお話させていただきます。

緊急事態宣言の解除から2週間が経過したわけですが、本県においては、新型コロナウイルス感染症の発生に対して適切に封じ込めがなされ、また、入院されていた方も5月末をもって全員が退院されるなど、経済活動の回復や、文化・スポーツ

活動、イベントなどの再開の前提となる環境が着実に整いつつあるものと認識をいたしております。

これまでの医療関係者の皆様方、介護・福祉施設等の関係者の皆様方、そして各保健所等で防疫・検査業務を実施している方々の御尽力に心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。御苦労様でした。

一方で、誠に残念なことではありますが、退院された方やその御家族に対する心無い嫌がらせや排他的な対応があるといったことも伺っております。とても残念に思っています。

県民の皆様方におかれましては、正しい知識に基づく冷静かつ賢明な行動をおとりいただき、感染した方や医療・介護従事者を含む周囲の方々を差別することなく、温かいまなざしで見守ってくださるようお願いをいたしたいのでございます。本当に心から、これはお願いいたします。

また、感染拡大を予防するため、ソーシャル ディスタンスなど「新しい生活様式」の定着に向けまして、引き続きの御協力もよろしくお願い申し上げます。

さて、6月15日に第302回定例会が開催されますが、この定例会に令和2年度6月補正予算として、187億円余の新型コロナウイルス感染症対策経費を提案をいたします。

今回の補正予算では、引き続き感染拡大防止対策を推進いたしますとともに、雇用の維持や事業の継続を支援する取組のほか、事態が収束に向かっていく段階に応じて社会経済活動を再始動するための取組を行うのに要する経費について、所要の予算措置を講ずることといたしました。

具体的には、日夜、感染症と向き合ってくださいます医療機関、介護・障害福祉サービス事業所等に従事している方々への慰労金のほか、青森市、弘前市、八戸市における地域外来・検査センターの設置運営等による検査体制の強化、公立小・中学校における少人数学級編制の拡充等による学校現場での感染拡大防止と学習保障の充実、県内中小企業等が取り組む「新しい生活様式」に対応した事業継続への支援、地域経済回復の足掛かりとなります航空路線の復便対策などに取り組むことといたしております。

全国の都道府県において緊急事態宣言が解除されましたが、一部の地域では再び感染の広がりが確認されており、引き続き気を緩めることなく感染拡大防止対策と医療提供体制の整備に万全を期してまいりますとともに、県民の皆様方、事業者の皆様方の生活を守り、「新しい生活様式」への対応を図りながら社会経済活動のレベルを引き上げていけるよう取り組んでまいります。

県民の皆様方、これからも共に力を合わせてまいりましょう。よろしくお願いいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。ありがとうございました。